

財団法人ひょうご産業活性化センター寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人ひょうご産業活性化センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目3番1号に置く。

2 この法人は、従たる事務所を神戸市中央区港島中町6丁目1番地に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、中小企業の経営の革新及び創業の促進、経営基盤の強化等のための諸事業並びに地域経済の活性化に関する事業を行い、もって兵庫県の産業経済の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 兵庫県内の中小支援機関等と連携して行う総合的な支援に関すること。
- (2) 中小企業の経営の革新及び創業の促進のための事業者等支援に関すること。
- (3) 中小企業の経営の革新、創業その他に係る経営相談、診断、助言等に関すること。
- (4) 中小企業の情報化の支援に関すること。
- (5) 中小企業のマーケティング活動への支援に関すること。
- (6) 中小企業のための産業情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 中小企業者の事業の用に供する設備等の資金貸付並びに設備の貸与及び譲渡に関すること。
- (8) 下請取引のあっせん並びに取引に係る苦情又は紛争の処理に関すること。
- (9) 中小商業活性化に係る助成に関すること。
- (10) 公益事業に資する資金供給事業に関すること。
- (11) 企業誘致の推進に関すること。
- (12) 企業の海外進出及び貿易促進に関すること。
- (13) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第12号までの事業の執行については、業務方法書をもって定める。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 運用財産のうち、第4条第1項第2号に規定する事業を実施するため兵庫県が出捐したものは、当該出捐に係る事業終了後、現存する限りにおいて、理事会の議決を経て兵庫県に帰属する。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第12条 事業年度末に剰余金等を生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を翌年度に繰り越し、又は基本財産に繰り入れ、若しくは準備金として積み立てることができる。

2 準備金は、損失補てん又は基本財産への繰り入れの場合のほか、取りくずすことができない。

(特別会計)

第13条 この法人は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(会長)

第15条 この法人に、会長を置くことができる。

2 会長は、理事会で推薦し、理事長がこれを委嘱する。

3 会長は、この法人の特に重要な事項について、意見を述べ、又は助言をすることができる。

(役員の種類及び選任)

第16条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 常務理事 3人以内
- (3) 理事 10人以上16人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (4) 監事 3人以内

2 業務の必要により、副理事長を1人置くことができる。

3 理事長及び監事は、兵庫県知事の指定する者をもって充てる。

4 理事長以外の理事は、理事会において選任する。

5 理事長は、理事のうちから副理事長及び常務理事を任命する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長又は常務理事は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長が定める順序により、理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事がその職務を代行し、理事長が欠けたときは、副理事長又は常務理事がその職務を行う。

3 常務理事は、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事長及び監事にあつては兵庫県知事が、解任することができる。

2 理事長を除く理事にあっては、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。この場合において、その役員に対し、理事会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で推薦された者のうちから、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。

(職員)

第22条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急の必要がある時は、書面により賛否を求めて、理事会の決議に代えることができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する場合のほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、兵庫県知事の許可のあったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、兵庫県知事の認可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体又は地方公共団体に寄附するものとする。

第6章 雑 則

(委 任)

第33条 この寄附行為の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和41年12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和43年4月8日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和47年2月15日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和55年4月7日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和55年7月10日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和55年9月20日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和57年5月31日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成17年4月1日から施行する。